

夕張市告示第 67 号

次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 4 年 6 月 21 日

夕張市長 厚 谷 司

1. 入札に関する事項

(1) 契約の名称

夕張市緊急通報システム端末設備設置・保守点検業務委託

(2) 契約の目的

緊急通報システム端末設備の設置及び撤去並びに保守点検等

(3) 契約の目的の仕様等

別紙「入札説明書」及び「業務仕様書」による

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 6 月 30 日まで

(5) 履行場所

夕張市緊急通報システム端末利用者宅

(6) 入札方法

契約については、1 単位あたりの単価契約とするが、入札については、総価で行い、業務内容ごとの予定件数と単価の積を合計した金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を加算した金額を別添入札書様式に記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 市が行う一般競争入札の参加者の資格を有し、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (4) 夕張市契約規則（昭和 39 年規則第 9 号。以下「規則」という。）第 2 条による有資格者名簿に記載されている者であること。
- (5) 本業務と同種であり、かつ、同規模の業務であって、過去 2 年間に於いて官公庁の受注実績があること。
- (6) 夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱第 3 条に規定する別表 1 の措置要件に該当しないものであること。

3. 条件付一般競争入札参加者の審査

- (1) この入札は、政令第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 4 年 6 月 21 日（火）から 6 月 27 日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）により定められた祝日を除く。）

イ 申請の方法 条件付一般競争入札参加申請書及び関係書類を提出する。

ウ 申請書類の提出先 〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地
夕張市役所 2 階 生活福祉課生活福祉係

エ 申請書類の提出方法 持参又は郵送
ただし、郵送の場合は上記アの期間内必着とする。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
※審査結果通知用の返信用封筒に簡易書留郵送分（404 円分）の切手を貼り、送付先を明記のうえ申請時に提出すること。

4. 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のアに同じ。
- (2) 交付場所 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のウに同じ、又は夕張市ホームページ上による。
- (3) 交付方法 (2) の場所で交付する。

5. 契約条項を示す場所

夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所生活福祉課生活福祉係

6. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所 4 階第 2 会議室
- (2) 入札日時 令和 4 年 6 月 30 日（木）午前 10 時 30 分

- (3) 開札場所 (1) と同じ。
- (4) 開札日時 (2) と同じ。

7. 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もる契約金額を乗じた額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を、入札を行う前までに提供すること。ただし、規則第 6 条のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金を免除する。

8. 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を提供すること。ただし、規則第 25 条のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金を免除する。

- 9. 送付による入札の可否 認めない。

- 10. 契約書作成の要否 要

11. その他

- (1) 最低制限価格

この入札は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定していない。

- (2) 予定価格の公表 予定価格の公表はしない。

- (3) 代理人による入札

代表者が入札に参加できない場合は、入札参加代理人を指名し、委任状（様式任意、要押印）を作成・持参のうえ、代理人が入札に参加すること。

- (4) 無効入札

開札において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、規則第 11 条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

政令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、すべての入札金額が規則第 9 条の規定により定めたそれぞれの予定価格の範囲内で最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。

- (6) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 夕張市生活福祉課生活福祉係

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

(8) 前金払 前金払いは行わない。

(9) 部分払 部分払いは行う。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札結果の公表 入札結果は公表する。

(13) その他 詳細は、入札説明書等による。